

アイカグループ調達方針

本方針は、アイカグループ（以下「当社」という。）が、アイカグループ行動規範に則り、法令遵守、公正な取引、人権尊重、環境配慮等を踏まえた責任ある調達活動を推進するための基本的な考え方を定めるものです。

本方針は、当社の国内外の調達活動に適用します。また、当社は、サプライヤーを重要なパートナーと位置づけ、本方針への理解と協力を求めます。サプライヤーとの対話を通じて課題の把握・改善および必要な是正を促し、継続的な見直しを行うことで、責任あるサプライチェーンの構築に努めます。

1. 法令遵守

調達活動に関連する国内外の法令・社会規範等を遵守します。

2. 公正・透明な取引

公正で開かれた調達活動を行います。

自由な競争の制限、贈収賄を禁止するとともに、適正な手続きによって調達活動の透明性を確保します。

3. 人権尊重と労働環境への配慮

人権に配慮した調達活動を行います。

強制労働・児童労働の排除、あらゆる形態の差別の禁止ならびに機会均等の確保、安全で健康的な労働環境の配慮など、人権に関する国際規範を支持し、尊重します。

4. 環境への配慮

環境に配慮した調達活動を行います。

事業活動を行う国々の環境関連法令を遵守し、気候変動対応、資源の有効活用、環境負荷低減に資する調達に努めます。

5. パートナースhipの構築

サプライヤーを重要なパートナーと位置づけ、サプライヤーとの信頼関係を大切にし、相互発展に向け協働します。

6. 腐敗防止

贈収賄、過度な接待・贈答、不適切な利益の供与または受領、優越的地位の濫用、反競争的行為など、あらゆる腐敗行為を禁止し、誠実で透明性の高い調達活動を実践します。

また、反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を排除します。

7. 情報等の管理

サプライヤーから得た機密情報・知的財産を適切に管理し、これらを尊重・保護します。

8. サプライヤー選定

サプライヤーの選定においては、前条までに掲げた法令遵守、公正・透明な取引、人権尊重と労働環境への配慮、環境への配慮、パートナーシップの構築、腐敗防止、情報等の管理の原則を踏まえ、品質・価格・供給安定性・技術力等の経済性に加え、持続可能性への取組を総合的に評価します。

また、当社は、本方針に基づく調達活動の実効性を確保するため、「アイカグループ・サステナビリティ調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーへの確認・評価および改善要請を通じ、サプライチェーン全体での継続的な改善に取り組めます。

制定日 2026 年 10 月 1 日